

第25回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年7月20日（水）【午前9時55分開会】

1. 開催日時 令和4年7月20日（水）午前9時55分から午前10時30分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 8人
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、
7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
木野内佳代子 推進委員 鈴木良一 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第6 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一
主事 松本ひなた
7. 会議の概要
令和4年7月20日（水）【午前9時55分開会】

- 局長 少し早いのですが全員そろっておりますので、始めたいと思います。梁島会長が体調不良ということで欠席となりますので、篠原職務代理に進行をお願いしたいと思います。定刻より早いのですがこれより第25回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

梁島会長、高橋宏治委員から欠席の報告をいただいておりますので、ただ今の出席委員は8名となります。また、木野内推進委員、鈴木良一推進委員にも出席いただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、篠原職務代理よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○職代 みなさんおはようございます。局長よりお話のありましたように、梁島会長が欠席ということで、代わりに務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。6月が猛暑ということで、ここにきて少し落ち着いてきたのですが、また今日も猛暑日ということで、また、コロナのほうも一旦落ち着いてきたものの、また増え始めたということで、コロナ禍の中の猛暑日ということで、皆さんもくれぐれも体調のほうを留意されまして夏を乗り切っていただきたいと思います。未熟ではございますが慎重審議よろしくをお願いいたします。ということで挨拶といたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長ということですが、今日は篠原職務代理をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、2番 大橋 好一 委員、3番 高橋 敏男 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。1ページをご覧ください。

6月28日、火曜日、県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、齋藤純一主任が出席いたしました。

同じく6月28日、火曜日、一般社団法人栃木県農業会議第7回通常総会が宇都宮市の護国会館で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

7月5日、火曜日、「人・農地プラン」研修会が、下都賀庁舎大会議室で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、木野内佳代子推進委員、宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

「思いをカタチにできる「座談会」の開き方」と題し、全国農業会議所専門相談

員 澤畑佳夫氏より講話をいただき、実技を体験してきました。

7月15日、金曜日、農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地において行われ、梁島源智会長、高橋敏男農業委員、大橋好一農業委員、木野内佳代子推進委員、鈴木良一推進委員、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。7月5日、火曜日締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (下稲葉) 自作地 89㍍
譲受人 _____ (下稲葉) 自作地 115㍍ 貸付地 50㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	1241㎡
壬生町大字 _____	田	40㎡
壬生町大字 _____	田	17㎡
	合計	1298㎡

売買による所有権移転 300,000円/10a 稼働 3人

以上、第1項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号第1項について説明いたします。

去る7月10日に譲受人の_____氏の立会いのもと、私と高橋宏治農業委員と小島高雄推進委員の3人で現地調査をいたしました。チェックシートに基づき現地を確認いたしました。なんら問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書3ページ、議案第2号 農地法第5号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。7月5日、火曜日の締切り時点で2件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (六美町北部)

譲受人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 327㎡

_____店舗敷地 売買による所有権移転

第2項

貸人 _____ (あけぼの)

_____ (あけぼの)

借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 305㎡

自己用住宅敷地 35年間の使用貸借権の設定

説明は以上でございます。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る7月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の3番 高橋敏男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋敏男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、7月15日(金)に、私と梁島源智会長、大橋好一委員、木野内佳代子推進委員、鈴木良一推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、____市内で_____を営んでおりますが、壬生町内で事業拡大を考えておりました。必要な面積を確保でき、交通アクセスも良い申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については、県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、地域住民の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員(2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南に約_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、____市内のアパートで生活していますが、祖母や親の世話をしなければならなくなり、実家に隣接する申請地に住宅を建築するため今回の申請に至っております。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件

について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、本案件には、利用権設定 一括方式の新規・使用貸借権に、早乙女 誠 委員、所有権移転に、琴寄 成人 委員の親族 が、設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されます。

早乙女 誠 委員 と 琴寄 成人委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

それでは改めまして、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページからの議案第3号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・貸借権分について、議案書5ページのとおり、1件、1筆、面積が680㎡となっております。

次に利用権の再設定、貸借権分について、議案書6ページのとおり、1件、1筆、面積が4,016㎡となっております。

続きまして一括方式の新規・貸借権分について、議案書7ページのとおり、4件、12筆、面積合計が11,988㎡となっております。

続いて一括方式の、新規・使用貸借権分について、議案書8ページから9ページのとおり、9件、22筆、面積合計が22,182㎡となっております。

次に所有権移転分について、議案書10ページから11ページのとおり、8件、26筆、面積合計が26,492㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、早乙女 誠 委員、琴寄 成人委員の親族が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、早乙女 誠 委員、琴寄 成人委員の親族が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、早乙女 誠 委員に退出をお願いします。

(早乙女 誠 委員 退出)

○議長 次に、先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、早乙女 誠 委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、早乙女 誠 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、早乙女 誠 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

早乙女 委員は、席にお戻りください。

(早乙女委員 着席)

○議長 続きまして、琴寄 成人 委員に 退席をお願いいたします。

(琴寄 成人 委員 退出)

○議長 次に、先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の 親族が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

●2番 大橋 好一 委員
ちょっといいですか。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

別に中身の問題ではなく、表示なのですが、農業振興公社を通した土地で、例えば土地を売る方の表示はあるが、この時、同時に相手方の表示はできないのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

売買の場合、売って、その後、登記手続きをするのですが、この時点ではあくまでも公社に売るということに関してなので、公社から更に次の、本来の相手方に行く部分というのは、表示されません。

●2番 大橋 好一 委員

ただ、誰が買うのか分かった方がいいという気がするのですが。要するに使用貸借とか賃貸借の場合は、誰の分を借りるとか、買うとか。この場合、1か月も間が空いちゃうと、誰が買うのかがわからなくなってしまいます。なんというかちょっと不安になると思うのですが。

書類上で、今月は一方的に売るだけ、翌月は買うだけになってしまう。書類では売った人の名前が表示されるので、買う相手先もどこかに表示されるとわかりやすいのではないのでしょうか。

●1番 刀川 正己 委員

借りる人はどうですか。

●2番 大橋 好一 委員

貸し借りは同時に表示されるのですが、売買の場合、所有権移転の場合は、登記してからだから、1か月とか遅れてしまうわけですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

契約で公社から受け手のほうへの契約が済んでいない状況ですので、今月分には表示できません。

●2番 大橋 好一 委員

当然これは、この時点では相手はいるわけですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

相手はいます。相手は決まっていて、成り立ってはいるのですが、表示はできません。

●2番 大橋 好一 委員

であれば、この次この人が買う相手先として表示しますとか、そういう表示をしてもらおうと、わかりやすいのですが。振興公社が間に入っていると、なんかわかりづらいですね。一方的なだけになってしまっている。

○議長 この件については以前にも、農業公社を通した場合、次の総会の時に判った段階で表示するという事だったですよ。

●2番 大橋 好一 委員

これから全部、農業振興公社を通すようなかたちになった時に、ずっとこういうことが続くわけですから、何かの形で表示できないですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

書類上はやはり、契約が済んでないので記載するのは難しいのですが、説明する段階で、事務局のほうで買い手の方は誰々です。と言うことはできると思います。

●2番 大橋 好一 委員

契約も終了していないから、総会の資料としてどうかなと思いますけれども。

○議長 宇賀神係長が言ったとおり、口頭だけでも言ってもらえれば、それでもいいですよ。差支えがないのであれば。

●2番 大橋 好一 委員

どこの人でどういう人か位まで、表示してもらえれば、ちょっと違うのかなと思いましたが。皆さんはどう思いかはわかりませんが。

○議長 委員として、やはり知っておきたいということもありますよね。

●2番 大橋 好一 委員

地区外なのか地区内の人なのか、地元の人なのかは、知っておきたいですね。

●1番 刀川 正己 委員

農業振興公社を通す人は、登録していなくても個人でも売買できるのですか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

農地バンクの貸し借りのように、登録制ではないです。

ただ、基準面積があり、耕作面積15, 800㎡が、壬生町の公社の売買を利用するための基準面積になっています。これ以上の耕作地を持っている方であれば、公社を利用することができます。

●1番 刀川 正己 委員

では、農地バンクの方では、登録している人がいるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

おそらく形上、登録が必要だったと思います。

●1番 刀川 正己 委員

それが入り混じることはないのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

あくまで売買事業と貸し借りの農地バンク事業は、別物になります。

○議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の 親族が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄 成人 委員の 親族が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

琴寄 委員は、席にお戻りください。

(琴寄 委員 着席)

○議長 次に日程第5 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の12ページから14ページに9件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第6 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの5件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に「その他」についてお願いします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 松本主事

○社会福祉法人 壬生町社会福祉協議会会員加入のお願い

昨年と同様、1口2,000円で加入

会費は親睦会より支出いたします。

① 令和5年度県農業等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について

・耕作コスト増加に対する経済支援

・野鳥類の被害対策について

内容等問題がなければ、この内容で県に報告いたします。

ご質問はありますか。→承認

② マイナンバーカードの申請について

資料説明

●事務局 宇賀神農地調整係長

③ 「遊休農地解消緊急対策事業」のご案内 について (情報提供)

資料説明

●局長 ○警戒度レベル2における対応について

資料説明

○壬生菜について (ゆうがおマラソン大会 壬生菜無料配布事業)

12月4日開催のゆうがおマラソン大会は、開催予定

壬生菜は、大きく育っても困るので、10月ごろ蒔いていた。

本日は会長が欠席のため、まだ期間はあるので次回に繰り越し

○議長 よろしいですか。本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。以上をもちまして、第25回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前10時30分閉会】

会 長 梁 島 源 智

2 番 大 崎 好 一

3 番 高 橋 敏 男